

事業者各位

枚方市財務部契約課長

「業務委託」における社会保険の未加入対策について

本市では、これまでも入札・契約過程の公平性、公正性、透明性を高め、もって競争性の確保・向上を図るとともに、適正な履行確保と事務の効率化を目指して、毎年度入札・契約制度の検討を行い、必要に応じて制度改正を行ってきました。

平成 27 年度から、建設工事において、元請工事業者に対する社会保険（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）加入を義務化し、平成 30 年度の入札・契約制度の改正により、下請工事業者に対しても社会保険の加入を義務化することになりました。業務委託（建設コンサルタント等含む）においても、同改正により、競争入札参加資格申請時に、社会保険（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）の加入を義務化することになりました。つきましては、その概要を下記のとおりお知らせします。

記

1. 加入が確認できない場合における事業者に対する措置

社会保険の加入が確認できない事業者については、本市への業者登録ができないものとします。ただし、実施については、次回の業務委託に係る競争入札参加資格申請の更新時期である平成 33 年 4 月 1 日からとし、それまでの間は経過措置として、平成 30 年 4 月から 1 年間を周知期間とした後、平成 31 年 4 月以降に社会保険加入状況申出書の提出を求めます。その結果、法令による加入義務がない場合を除き、加入の確認ができなかった登録業者は、平成 31 年 10 月 1 日から入札に参加できないものとします。

2. 社会保険加入状況申出書による確認事項及び添付書類の例

確認事項	添付書類の例（社会保険の加入が確認できる書類の写しであれば可）
健康保険・厚生年金 保険への加入状況	・ 領収証書 ・ 社会保険料納入証明（申請）書 ・ 資格取得確認及び標準報酬決定通知書
雇用保険への 加入状況	・ 領収済通知書及び労働保険概算・確定保険料申告書 ・ 雇用保険被保険者資格取得通知書（事業主通知用）

3. その他

社会保険加入状況申出書の提出時期等、未加入対策の詳細な実施内容については改めてお知らせします。ご不明点やご質問などありましたら、下記までご連絡ください。

【問い合わせ先】

枚方市財務部契約課 委託担当
電話 072-841-1345（直通）